

第1069回教育委員会

平成31年4月18日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 教育長職務代理者の指名について

(教育長)

(2) 「英語教育実施状況調査」の結果について

(義務教育課)

(3) 県立鶴岡南高等学校（全日制）における「指導要録の写し」の誤廃棄について

(高校教育課)

5 議 題

議第1号 山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の
制定について (高校教育課)

議第2号 平成31年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について
(義務教育課)

6 閉 会

平成30年度「英語教育実施状況調査」の結果について

平成30年度に文部科学省が実施した「英語教育実施状況調査」について、結果の概要を報告します。(基準日：平成30年12月1日 対象：全国全ての公立小・中・高等学校)

1 概要

＜生徒の英語力＞ () 内は全国。

	CEFRのA1以上の中学3年生	CEFRのA2以上の高校3年生
28年度	32.2% (36.1%)	36.0% (36.4%)
29年度	33.9% (40.7%)	44.8% (39.3%)
30年度	36.4% (42.6%)	43.2% (40.2%)

※CEFR：英語力の国際的な基準。学習指導要領の目標はCEFRを参考に作成されている。

※中学校：A1（英検3級等を取得または同等の英語力）以上を有する生徒の割合

※高校：A2（英検準2級等を取得または同等の英語力）以上を有する生徒の割合

＜教員の英語力＞ () 内は全国。

	CEFRのB2以上の中学校教員	CEFRのB2以上の高等学校教員
28年度	24.5% (31.8%)	52.2% (62.2%)
29年度	24.8% (33.6%)	59.0% (65.4%)
30年度	29.1% (36.2%)	60.3% (68.2%)

※CEFR B2：英検準1級以上又はTOEFL PBT550点以上、TOEFL CBT213点以上、TOEFL iBT80点以上、TOEIC730点以上等

＜CAN-DO リストによる学習到達目標の設定状況＞ () 内は全国。

	中学校	高等学校
28年度	57.1% (75.2%)	100% (88.1%)
29年度	74.5% (85.9%)	100% (94.5%)
30年度	93.9% (90.0%)	100% (95.0%)

※CAN-DOリスト：「言語を用いて何ができるか」という観点に基づいて、児童・生徒に求められる英語力を達成するための学習到達目標を、4技能別で「～することができる」という形で設定し、リスト化したもの。

＜パフォーマンステストの実施状況＞ () 内は全国。

	中学校	高等学校
30年度	80.9% (83.7%)	48.9%

※「話すこと」「書くこと」の両方のテストを行っている割合（中：全学年 高：全学科）

＜生徒の英語を用いた言語活動の割合＞ () 内は全国。

	中学校	高等学校
30年度	70.2% (76.7%)	55.2%

※授業の半分以上の時間、生徒が言語活動を行っている回答した教員の割合

＜小・中連携の状況＞ () 内は全国。 ＜中・高連携の状況＞ () 内は全国。

30年度	70.4% (80.6%)	57.1% (30.1%)
------	---------------	---------------

2 今後の取組み

「新学習指導要領の趣旨の徹底」と「小中高の連携の推進」

- 文部科学省の教科調査官を招聘した研修会の開催【新規】
- 「全国学力・学習状況調査」の分析結果の共有による授業改善【新規】
- 中学校2年生を対象とした県独自の「英語評価問題」を各中学校へ配布【継続】
- 授業公開や研修会の実施による校種を超えた研修成果の共有【継続】
- 新たな英語教育推進モデルの5つの中学校区で小中連携の取組と中学校での英語検定(GTEC)の実施【継続】

県立鶴岡南高等学校（全日制）における「指導要録の写し」の誤廃棄について

当該高等学校全日制で、中学校から送付を受けた平成30年度入学生全員200名分の「指導要録の写し」の誤廃棄（鶴岡市処分場への直接持込みによる焼却処分）がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 誤廃棄の概要

4月5日（金）から6日（土）にかけて、平成30年度入学生のうち、転学する生徒の必要書類を整えていたが、保管・管理していた「指導要録の写し」が見当たらなかった。関係者からの聞き取りの結果、3月28日（木）の午前中、他の廃棄対象書類とともに誤廃棄したことを4月8日（月）に校長が確認した。

2 誤廃棄した書類について

「中学校から送付を受ける指導要録の写し」

「校長は、児童等が進学した場合においては、・・・当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。」

（学校教育法施行規則第24条第2項）

「氏名」「生年月日」「現住所」「各教科の学習の記録」「指導上参考となる諸事項」などの情報が記載されている。

3 教育委員会の対応

- ・ 県立高校全校対象に「指導要録の写し」の保管・管理状況を調査した結果、他校では適切に保管・管理されていることを確認した。
- ・ 4月17日付で各県立高等学校への注意喚起文書を発出し、再発防止に向け指導を徹底した。
- ・ 該当する5市町教育委員会への連絡の後、当該校から該当中学校20校に対し、再発行を依頼する。

議第 1 号

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定
について

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定
する。

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則（平成 15 年 4 月県教育委員会規則第 2
号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号の 2 中「2 事由の生じた年月 平成 年 月」を「2 事
由の生じた年月 年 月」に、「3 希望する貸与始期 平成 年 月」
を「3 希望する貸与始期 年 月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

元号を改める政令の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

平成 31 年 4 月 18 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（案）
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>別記様式第1号の2 緊急採用の場合</p> <p>1 ー略ー</p> <p>2 事由の生じた年月 平成 年 月</p> <p>3 希望する貸与始期 平成 年 月(家計急変の事由が生じた月までさかのぼることができる。ただし、年度を超えてさかのぼることはできない。)</p>	<p>別記様式第1号の2 緊急採用の場合</p> <p>1 ー略ー</p> <p>2 事由の生じた年月 年 月</p> <p>3 希望する貸与始期 年 月(家計急変の事由が生じた月までさかのぼることができる。ただし、年度を超えてさかのぼることはできない。)</p>

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部改正について（概要）

1. 改正理由

「元号を改める政令」の施行に伴い、山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の規定の整備を図る必要が生じたため。

2. 改正規則

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則

3. 改正内容

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則別記様式第 1 号の 2 中
「2 事由の生じた年月 平成 年 月」を「2 事由の生じた年月 年 月」に、
「3 希望する貸与始期 平成 年 月」を「3 希望する貸与始期 年 月」に改める。

4. 施行期日

公布の日から施行する。